

Ⅲ. 事後評価について

1. 概要

事後評価については、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規採択時評価、再評価に続き、平成11年8月13日に建設省所管事業全般に係る事後評価の実施方針である「建設省所管公共事業の事後評価基本方針（案）」が策定され、同年より事後評価を試行的に導入していた。平成15年3月31日には「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」（平成20年7月1日改定）が策定され、平成15年度より事後評価を本格的に実施することとされた。事後評価の結果から必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することとしている。

ダム等事業（直轄・水資源機構）については、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の試行について」（平成8年2月7日河川局長通達）により、平成8年から管理段階のダム等についてフォローアップ調査を実施するとともに、学識経験を有する者からなる委員会を設置し、公開で調査結果の分析等を実施しており、これを事後評価と位置づけている。

事後評価の実施にあたっては、

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
- ② 事業の効果の発現状況
- ③ 事業実施による環境の変化
- ④ 社会経済情勢の変化
- ⑤ 今後の事後評価の必要性
- ⑥ 改善措置の必要性
- ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

といった視点から、事後評価の実施主体が事業の特性に応じた評価項目、内容を設定し、事後評価を実施している。